

## 個人・事業所情報適正管理規程

- 1 個人・事業所情報を取り扱う事務所内職員の範囲は、職業紹介事業担当者とする。個人・事業所情報取扱責任者は職業紹介責任者とする。
- 2 職業紹介責任者は個人・事業所情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人・事業所情報取り扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
- 3 取扱者は個人・事業所情報に関して、当該情報に係る本人からの情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

また、個人・事業所情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者・求人事業者等への周知に努めることとする。
- 4 求職者・求人事業者等の個人・事業所情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

なお、個人情報取扱いに係る苦情処理の担当は、職業紹介責任者とする。